

機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全機能に関する基準を定める告示案（概要）

平成 26 年 10 月

国土交通省都市局

I. 背景・趣旨

駐車場法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年国土交通省令第 68 号。以下「改正規則」という。）の施行に伴い、改正規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、機械式駐車装置の構造及び設備並びに安全性を確保するために必要な機能に関する基準を定める。

II. 概要

1. 総則

- この基準は、駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）第 2 条第 2 号に規定する路外駐車場で自動車の駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上であるものに設置される機械式駐車装置について適用する。
- この告示において、機械式駐車場が保管を予想する自動車は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車とする。
- その他、装置方式の分類方法、駐車面積の算定方式等、基準の適用上必要な事項を定める。

2. 構造及び設備に関する基準

- エレベーター方式、平面往復方式、垂直循環方式、水平循環方式及び多層循環方式の装置並びに自動車用エレベーターについて、原則として、装置と道路との間に、自動車 2 台以上を停留し、又はターンテーブルを設けることができる空地を設けること。
- 自動車用エレベーターについて、原則として、車路に相当する部分の幅員は収容可能な自動車 1 台の幅に 0.5m 以上を加えた寸法とし、その高さは 1.8m 以上とする。
- 駐車室の高さは 1.6m 以上、乗降室の高さは 1.8m 以上を原則とする。
- その他、避難階段、換気装置、照明装置等の付随設備について、装置方式等に応じて必要な基準を定める。

3. 安全機能に関する基準

- 装置の周囲には、人が装置内に容易に立ち入ることができないよう、原則として囲い及び出入口扉等を設けること。
- 駐車室及び装置内で自動車が通過する部分の寸法は、自動車の入出庫が円滑かつ安全に行われるよう、必要な余裕を確保すること。乗降室には、人が安全に通行できる歩行用の通路を確保すること。
- 装置の構造上主要な部分は、構造耐力上必要な強度を有すること。駆動装置、制動装置、油圧装置、搬器等は、安全上必要な機構を有すること。
- 操作盤は、取扱者が乗降室内の状況を視認できる位置に設けること。乗降室が遮蔽されるものについては、操作盤又はその付近にモニター等を設けること。
- 制御装置は、安全上必要な起動制御及び出入口制御の機能を有すること。また、人検知装置、停車

位置検知装置、行過制限装置、地震時停止装置及び緊急停止装置を設け、異常時又は非常時に装置の動作を停止する機能を有すること。

- ▶ 乗降室には、搬器の旋回等による危険が及ぶ領域又はその危険から回避できる領域を表示するとともに、室内に閉じ込められた者が速やかに脱出できるよう、原則として非常口等を設けること。
- ▶ 制限事項及び注意事項を明示した標識を、出入口付近の見やすい場所に掲示すること。

4. 基準の特例

- ▶ この基準に依り難い特別の事情がある場合においては、個別に国土交通大臣において認定するものとする。

Ⅲ. 今後のスケジュール（予定）

公 布 平成26年12月中

施 行 平成27年1月1日